

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年7月13日（火）

10：04～10：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
棚 橋 泰 文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 5件
- 公布（条約） 2件
- 政令 3件
- 人事 3件
- 配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「国際航路標識機関条約」及び「日・OECD特権・免除に関する改正交換公文」の締結等について、御決定をお願いいたします。これらの条約は、先の通常国会で承認を得たものであります。あわせて、これらの条約を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「令和3年度特定港湾施設整備事業基本計画の承認」について、御決定をお願いいたします。本件は、港湾整備促進法に基づき、国土交通大臣が定めた基本計画を内閣が承認するものであり、延べ130の港について、ふ頭用地の整備等を行うものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の新規提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、日米共同掃海特別訓練を実施するため、青森県の「むつ湾訓練区域」を新規提供するもの等、計5件であります。

次に、「ラオス国」、「チリ国」、「北マケドニア国」及び「カザフスタン国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、7月14日及び15日に、信任状捧呈の予定であります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。「特定複合観光施設区域整備法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年7月19日とするものであり、「同法関係手数料令」は、電磁的カジノ関連機器等の型式検定の手数料の額等を定めるものであり、「公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令」は、公益通報の対象法律として、特定複合観光施設区域整備法を追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、茂木外務大臣が、各国政府要人との会談等のため、15日から21日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、外務省大臣官房参事官實生泰介外1名に、日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表等を命免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、高橋伍郎外109名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元東京急行電鉄株式会社社長清水仁を従三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「防衛白書」があります。本件につきましては、後程、防衛大臣から御発言があります。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、防衛大臣。

○岸国務大臣：本年の防衛白書は、バイデン政権発足後の日米の緊密な連携の推進、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化や、競争が一層顕在化している米国と中国の関係など、令和2年度の内容を中心に、防衛省・自衛隊の活動や国際情勢についての全体像を俯瞰できるよう、多面的に御紹介しています。また、国内外で様々な活動に従事する自衛隊員の声を多数掲載するとともに、本文に関連した即時

再生可能な動画などのQRコードを昨年版から倍増させ、英語動画についても充実するなど、よりわかりやすく、使いやすい白書を追求いたしました。この白書の作成に当たり、関係省庁に御協力を頂きましたことに改めて御礼を申し上げます。国の防衛には、国民の皆様の御理解と御支援が不可欠です。より多くの皆様に本白書をご覧いただけるよう努力してまいります。

○加藤国務大臣：次に、外務大臣。

○茂木国務大臣：ミャンマー南東部でクーデターの影響を受けた人々、並びに、中米のセントビンセント及びグレナディーン諸島の火山噴火被害に対する人道支援として、合計738万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。ミャンマーでは、テント、毛布、水、食料の支援、セントビンセント及びグレナディーン諸島では、避難所の改修や食料の支援などを行います。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：茂木大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、加藤内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定します。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和3年
7月13日〕（火）

- 資料あり ◎一般案件
- 国際航路標識機関条約の署名及び受諾について（決定）（外務省）
 - 〃 ○ 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の効力発生のための通告について（決定）（同上）
 - 〃 ○ 令和3年度特定港湾施設整備事業基本計画の承認について（決定）（国土交通省）
 - 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の一部返還，共同使用，追加提供及び新規提供について（決定）（防衛省）
- 資料なし ☆ ラオス国特命全権大使フォンサムット・アンラワン外3名の接受について（決定）（外務省）
- 資料なし ◎公布（条約）
- ☆ 国際航路標識機関条約（決定）（外務省）
 - 〃 ☆ 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文（決定）（同上）
- 資料あり ◎政令
- 特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令（決定）（特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会）
 - 〃 ○ 特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（決定）（カジノ管理委員会・財務省）
 - 〃 ○ 公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令（決定）（消費者庁）

資料
なし
資料
あり

◎人 事

☆外務大臣茂木敏充の海外出張について（了解）

☆外務省大臣官房参事官兼アジア大洋州局，南部アジア部實生泰介外1名に日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表等を命免することについて（決定）

〃 ○筑波大学名誉教授高橋伍郎外109名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆令和3年版日本の防衛

（防衛省）

〔○署名あり ☆署名なし〕